

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、次の物件の売却について、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。

2026年（令和8年）2月25日

福山市長 枝 広 直 幹

1 売却内容

(1) 物件名称及び特質等

紙類（新聞、雑誌、ダンボール及び雑がみを混載回収したもの）

(2) 回収ブロック及び数量

回収ブロック	町名	予定搬入量
南部ブロック	市内北部ブロック、市内西部ブロック、沼隈町、内海町及び走島町を除く地域	約 1,632,000 kg
北部ブロック	芦田町、駅家町、加茂町、神辺町、向陽町、清水ヶ丘、新市町、千田町、高美台、御幸町、山野町、横尾町、緑陽町及び郷分町の一部（大渡橋北）	約 662,000 kg
西部ブロック	赤坂町、今津町、金江町、神村町、高西町、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南今津町、南松永町、宮前町及び柳津町	約 198,000 kg

(3) 売却物件の搬入期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとし、搬入日は平日及び祝日のうち、物件の搬入を必要とする日とする。なお、別途搬入を要する場合は、その都度協議するものとする。

2 入札参加資格要件

- (1) 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 紙類売却対象地域を前項(2)の各ブロックに別けて行うこととし、入札参加資格者は、市内に本店又は支店を有する者であること。
- (3) 各ブロック内（西部ブロックについては、西部市民センターから10km圏内）に売却物件の受入及び適切に保管することが可能な能力を持つ施設を有する者であること。
- (4) 前項(1)に定める売却物件について、過去3年間における処理実績があること。
- (5) 代表者又は自社の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人

である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) この公告の日から落札決定の日までの間において、福山市の指名除外又は指名留保の措置を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、必要な資格の審査を受けなければならない（次のエ、カ、キ及びクについては、一般競争入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものを添付すること。）。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1号）

イ 入札参加資格審査申請受付票（様式2号）

ウ 処理実績等報告書（様式3号）

エ 印鑑証明書（原本。法人の場合は、代表者の印鑑証明書）

オ 使用印鑑届（様式4号。実印と異なる印鑑を契約に使用する場合のみ提出すること。）

カ 商業登記簿謄本（写しでも可。法人の場合のみ提出すること。）

キ 市税の完納証明書（写しでも可。福山市へ納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの）

ク 納税証明書（写しでも可。国へ納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用））

ケ 委任状（様式5号。入札又は契約締結権限を支店長等に委任する場合に限る。）

コ 誓約書（様式6号）

サ 資格確認結果通知書等の送付用封筒（長形3号封筒に宛先を記入の上、切手410円を貼り、「速達」と朱書すること。）

(2) 申請の期間

2026年（令和8年）2月25日（水）から3月6日（金）までの間（ただし、市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出の方法

「11 問合せ先」に、持参により提出すること（郵便、信書便、ファクシミリ等による受付は行わない。）。

なお、様式等は2026年（令和8年）2月25日（水）から3月6日（金）まで福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp> 以下同じ。）へ掲載する。

4 入札参加資格確認結果の通知

- (1) 入札参加資格確認結果については、2026年（令和8年）3月17日（火）までに資格確認結果通知書を送付する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を記載する。
- (2) 入札参加資格を有するとの決定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の喪失

- (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。
 - ア 上記2の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 入札参加申請書類について虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (2) 市長は、(1)により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

6 申請に必要な様式等の交付方法等

申請に必要な様式等の確認は、福山市ホームページへの掲載をもって行うものとする。

7 入札書の提出、開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出期限

入札参加資格者は、所定の入札書を封筒に入れ、入札参加者名、件名及び開札日を表示し、持参により、「11 問合せ先」に提出することとし、2026年（令和8年）3月25日（水）午前10時までに必着させること。

(2) 開札の日時

2026年（令和8年）3月25日（水）午前10時10分

(3) 開札の場所

福山市東桜町3番5号 福山市役所8階 多目的室3

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札

(10) その他特に指定した事項に違反した入札

9 入札に当たっての注意事項

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (2) 入札書への記入事項は所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉を使用すること。
- (3) 入札人は、提出した入札書の引換え又は変更若しくは取消しをすることはできない。
- (4) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。
- (5) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いること（例¥123、000）。
- (6) 入札書には、消費税を除いた金額を記入すること。
- (7) 落札者は、買取単価が予定価格以上の価格で、かつ、買取単価が最高額の入札者とする。なお、同額の入札により落札者が2者以上の場合は、ただちに、くじによって決定することとする。

10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金については免除とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、買取単価に予定搬入量に乗じた金額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納入すること。
- (3) 現状有姿のまま売却するものとする。
- (4) 売却物件の年間予定搬入量は参考重量であり、引渡し後の重量に相違があっても、金額の変更はしない。
- (5) 本件は、本市の2026年（令和8年）3月議会において、歳入歳出予算の議決を得られなかったときは、取り消すものとする。

11 問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市経済環境局環境部廃棄物対策課
電話（084）928-1073（直通）